海外投融資用

# 事業事前評価表

## 1. 案件名

国名:　ベトナム社会主義共和国
案件名:　ベトナム産業人材育成事業(海外投融資　融資事業)
L/A 調印日:　2011 年 11 月 11 日
融資先名:　Asia Commercial Joint Stock Bank (ACB)
事業実施者名:　Esuhai Co., Ltd

## 2. 事業の背景と必要性

ベトナムにおいては、その経済成長のため重要な役割を担い製造業を支える人材の不足が従来から指摘され、外国直接投資を一層呼び込み、同国人材の就労機会を拡大する上で、技術者や生産管理・経営管理等のノウハウを有する産業人材の養成が喫緊の課題となっている。ベトナム政府は開発政策の中で、職業訓練や労働者の海外派遣を通じた技能の習得を重要政策として位置付けている。我が国の対ベトナム国別援助計画においても産業人材育成を含む経済成長促進・国際競争力強化は重点分野の一つに掲げられ、研修・技能実習制度[1](以下「技能実習制度」という。)を通じて多くの労働者を受け入れている。

本事業は、日本に一定期間派遣される技能実習生等に対して、派遣前に日本語及び職業訓練を現地で行うことによりベトナム国内の産業人材育成に対して質的・量的に貢献するものである。また、帰国後の再訓練や国内向け高度技術者の育成を通じて現地人材ニーズへの適合を図るとともに、帰国後の技能実習生等の人材紹介事業を行い、技能実習生等のベトナムにおける管理職等への就職、所得向上を支援する。両国間の架け橋として活躍する産業人材の育成は、日越両国の経済交流及び成長にも資するものである。ベトナム政府の開発政策及び我が国の援助方針に鑑み、本事業の必要性は高い。

## 3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ベトナム国ホーチミン市において、本邦向け技能実習生及び本邦企業への就職を希望する技術者等を対象とした、日本語教育を含む基礎的職業訓練等、本邦企業の必要性にも適応する産業人材育成を、融資を通じて支援することにより、産業人材の技術水準及び所得の向上、現地日系企業等において就労可能な人材の育成を図り、もって同国の産業基盤の強化、我が国とベトナムとの間の経済交流に寄与するもの。

(2) 事業実施地:　ベトナム国ホーチミン市

(3) 事業概要

①事業計画の概要:

ホーチミン市中心部にて Esuhai 社が運営する、日本語教育及び職業訓練を行う Kaizen 日本

[1] 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成 21 年法律第 79 号)に基づくもの。開発途上国等における、経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を目的として、先進国の進んだ技能・技術・知識を青壮年労働者に修得させようとするニーズに応えるため、青壮年労働者を一定期間、日本の産業界に受け入れ、産業上の技能等の修得を支援する制度。日本はベトナムから毎年約 3,000 人～5,000 人の規模で実習生を受け入れている。

語学校（Kaizen Yoshida School）の本部兼教室施設である新校舎を建設し、併せて技術支援を通じてカリキュラム改善支援や教職員の能力向上を実施することにより、学生数の増加及び学習コース増設を実施すると同時に教育の質の向上を図るもの。学生は、日本側関係機関の協力と Esuhai 社の仲介により、技能実習生又は技術者として日本国内の本邦企業に派遣され、帰国後はベトナム国内の日系企業に紹介される予定。

②当機構のよる融資の概要

融資額：191 百万円

上記金額について、当機構から事業実施者（Esuhai 社）に対して、融資先（Asia Commercial Joint Stock Bank (ACB)）を経由したバンクローンによる融資を実行する。

(4) 事業実施スケジュール： 2011、12 年に融資実行、約 1 年間で工事完了予定。新校舎での事業運営体制が整う校舎建設完了 2 年後をもって事業完了とする。

(5) 融資先： Asia Commercial Joint Stock Bank （ACB）

(6) 事業実施者： Esuhai Co. Ltd

(7) JICA 海外投融資による支援の必要性

Esuhai 社事業の純営利事業ではなく、海外投融資の長期かつ低利融資の必要性が高く、また日越の橋渡しとなる人材育成を行う民間事業であることから、海外投融資による支援の意義は高い。（当機構からの融資は、債権保全上の観点から、融資先（ACB）を経由したバンク・ローンにより事業実施者に対して供与される。）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

① 社会環境配慮：

a) カテゴリ分類： C

b) カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

② 貧困削減促進：

本事業により訓練された技能実習生の帰国後の所得向上の効果が期待される。

③ 社会開発促進：

現在全生徒の 40%が女性であり、女性の自立支援が期待される。

(9) 他スキーム・他ドナーとの連携： 特になし。

(10) 技術支援：今後拡大する業務に対応するため、教職員の能力強化及びカリキュラム改善支援のための専門家派遣等、技術支援を実施予定。

## 4. 事業効果

在校生数、及び送出し技能実習生数の増加。

技能実習終了後の、現地日系企業への就職者数・平均所得の増加。

ベトナム国の産業基盤の強化、我が国とベトナムとの間の経済交流促進、本邦中小企業の海外進出促進、日系企業による現地合弁事業の経営の安定と事業の発展、日本の経済競争力の強化。

## 5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

## 6. 過去の類似案件の事後評価等からのフィードバック事項とその反映方法

過去の海外投融資ツーステップローン案件の事後評価において、借入人が事業実施主体でない場合においても JICA が確実に事業の現状把握を行うことができるモニタリング体制を確立することが推奨されている。本事業においては事業実施主体より直接事業実施報告を受けるモニタリング体制を設ける。

## 7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

① 在校生生徒数

② 技能実習生送出し・技術者紹介人数

③ 技能実習修了後の現地日系企業への就労者数

④ 技能実習生派遣前後の平均所得伸び率

(2) 今後の評価のタイミング

事業完成 2 年後

以上